

第1号議案

京都地方税機構公告式条例一部改正の件

京都地方税機構公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年8月4日提出

京都地方税機構
広域連合長 山崎 善也

京都地方税機構公告式条例の一部を改正する条例

京都地方税機構公告式条例（平成21年京都地方税機構条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを次のように改める。

（広域連合長の定める規則の公布）

第3条 広域連合長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規則について準用する。

（広域連合長の定める規程の公表）

第4条 広域連合長の定める規程（規則を除く。）を公表しようとするときは、公表の年月日及び広域連合長名を記入しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

（広域連合の機関の定める規則の公布等）

第5条 第2条第2項及び第3条第1項の規定は、広域連合の機関（広域連合長を除く。以下この条において同じ。）の定める規則について準用する。この場合において、同項中「広域連合長名」とあるのは、「当該機関の名称又は当該機関の代表者の氏名」と読み替えるものとする。

2 第2条第2項及び前条第1項の規定は、広域連合の機関の定める規程（当該機関の定める規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「広域連合長名」とあるのは、「当該機関の名称又は当該機関の代表者の氏名」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。